

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進事業(住民検診)の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、健康増進事業(住民検診)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業(住民検診)の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)に基づき、以下の事務を実施する。 お勤めされていない方などのうち特定の年齢の方を対象とし、受診券を交付し受診勧奨する。 ①対象者に受診券を発送する。 ②対象者は、医療機関での個別検診か特定の施設での集団検診で受診する。 ③受診データが金沢市に送付される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第111項の規定により、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において個人番号を利用する。 ＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)
③システムの名称	健康情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康診査情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第111項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表におけるにおける情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(139の項) (主務省令第2条の表におけるにおける情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(139の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	金沢市 福祉健康局 健康政策課
②所属長の役職名	福祉健康局健康政策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市総務局文書法制課 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 076-220-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	金沢市福祉健康局健康政策課 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2233
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書及び重点項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 本市の制定する「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等に係る組織体制等」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	桶田 光一	保健局健康政策課長 山森 健直	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市市長公室広報公聴課	金沢市都市政策局広報公聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局健康政策課長 山森 健直	保健局健康政策課長 山口 和俊	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局健康政策課長 山口 和俊	保健局健康政策課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	Ⅲリスク値判断項目 1対象者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	Ⅲリスク値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	—	新設	事前	
令和3年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	住民検診システム	健康情報システム	事前	
令和3年3月31日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	
令和3年3月31日	Ⅳリスク対策 5. 個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	委託しない	十分である	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	金沢市 保健局 健康政策課	金沢市 福祉健康局 健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局健康政策課長	福祉健康局健康政策課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	金沢市保健局健康政策課 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2233	金沢市福祉健康局健康政策課 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2233	事後	重要な変更項目でないため
令和4年2月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、以下の事務を実施する。 お勤めされていない方などのうち特定の年齢の方を対象とし、受診券を交付し受診勧奨する。 ①対象者に受診券を発送する。 ②対象者は、医療機関での個別検診か特定の施設での集団検診で受診する。 ③受診データが金沢市に送付される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番76の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ①がん検診等を受診した結果をシステムに取り込み管理する。 ②結果の集計を行う。	健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、以下の事務を実施する。 お勤めされていない方などのうち特定の年齢の方を対象とし、受診券を交付し受診勧奨する。 ①対象者に受診券を発送する。 ②対象者は、医療機関での個別検診か特定の施設での集団検診で受診する。 ③受診データが金沢市に送付される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番76の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ①がん検診等を受診した結果をシステムに取り込み管理する。 ②結果の集計を行う。 ＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)	事前	
令和4年2月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康情報システム	健康情報システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム	事前	
令和4年2月22日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102の2の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102の2の項)	事前	
令和4年2月22日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)、接続しない(提供)	接続する(入手)、接続する(提供)	事前	
令和4年2月22日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年2月22日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番76の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番111の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の76の項	番号法第9条第1項 別表第1の111の項	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102の2の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(16の2、17、18、19の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(136の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(136の項)	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	別表第1の項番111 番号法別表第2	別表第111項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の111の項	番号法第9条第1項 別表第111項	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 別表第2における 136の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 主務省令第2条の表における 139の項	事前	
令和7年1月14日	II しいき値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事前	
令和7年1月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事前	
令和7年1月14日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新設	事前	
令和7年1月14日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	
令和7年9月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市都市政策局広報公聴課市政情報係 電話076-220-2348	金沢市総務局文書法制課 076-220-2073	事後	
令和8年9月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	第4欄(特定個人情報) 第2欄(事務)	第4欄(利用特定個人情報) 第2欄(特定個人番号利用事務)	事後	
令和8年9月4日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程	金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	特定個人情報等取扱要領	特定個人情報等に係る組織体制等	事後	